

オープンイノベーション促進税制（M&A型）の概要

- 国内の対象法人等が、スタートアップ企業のM&A（議決権の過半数の取得）を行った場合、取得した発行済株式の取得価額の25%を課税所得から控除できる制度。

※令和5年4月1日以降のM&A（株式取得）が対象



対象法人

（国内事業会社又はその国内CVC）

M&A：所得控除25%

（発行済株式が対象）



スタートアップ

（設立10年未満の国内非上場企業）
売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合
設立15年未満の企業も対象。海外企業は対象外。

資金などの経営資源

革新的な技術・ビジネスモデル

所得控除上限額

- 1件当たり50億円（取得額換算200億円）
- 対象法人1社・1年度当たり125億円以下（取得額換算500億円）（※）

株式取得行為の要件

- 1件当たりの株式取得額下限：5億円
- 議決権の過半数の取得が対象
- 純投資は対象外
- 取得株式の5年以上の保有を予定していること

成長投資
（研究開発、設備投資）

5年以内に
成長投資・事業成長の要件
を満たさなかった場合等は、
所得控除分を一括取り戻し

（成長要件の詳細は次頁）

事業成長
（売上高）

※：オープンイノベーション促進税制（新規出資型）と合算。

(参考) 成長要件の全体像

- M&A後、5年以内にスタートアップが成長投資・事業成長の要件を達成することを条件とする。要件は、スタートアップの成長段階に応じ①売上高成長、②成長投資、③研究開発特化の3類型。

類型	対象となるスタートアップ (M&A時点の要件)	5年以内に満たすべき要件	
		成長投資	事業成長
A 売上高成長類型	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>売上高</u> ≥ 33億円 ● <u>売上高成長率</u> ≥ 1.7倍
B 成長投資類型	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>売上高</u> ≤ 10億円 ● <u>売上高に対する研究開発費+設備投資</u> (減価償却費) の比率 ≥ 5% 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>研究開発費</u> ≥ 4.6億円 ● <u>研究開発費成長率</u> ≥ 1.9倍 又は <ul style="list-style-type: none"> ● <u>設備投資</u> (減価償却費) ≥ 0.7億円 ● <u>設備投資</u> (減価償却費) <u>成長率</u> ≥ 3.0倍 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>売上高</u> ≥ 1.5億円 ● <u>売上高成長率</u> ≥ 1.1倍
C 研究開発特化類型	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>売上高</u> ≤ 4.2億円 ● <u>売上高に対する研究開発費の比率</u> ≥ 10% ● <u>営業利益</u> < 0 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>研究開発費</u> ≥ 6.5億円 ● <u>研究開発費成長率</u> ≥ 2.4倍 ● <u>研究開発費増加額</u> ≥ 株式取得価格の15% 	—

(注1) 各枠内に記載の内容は全て満たすことが必要です。(例：売上高成長類型の場合、売上高 ≥ 33億円と売上高成長率 ≥ 1.7倍の両方を満たすことが必要です。)

(注2) 新規証明申請(初年度の申請)時には類型の選択は不要です。成長発展証明申請時に、どの要件を達成したかを示していただきます。